

聖武天皇、太平二十年(748)、将(まさ)に異賊西海を襲い来る。于時

(この時)十一月十一日夜、敦賀地、震動して、久志川の浜辺、数千の緑松

忽然と出現し、翠色高く聳え、白鷺樹上において群集し、白旗の翻相と為す、

此夜西海の賊船、悉く覆没(くつがえり)し、賊徒、瀕海水(おぼるる)、

因に祠官など謹で、緑松白鷺の奇瑞、天聴に達すれ者、宮社造営の

宣旨、宜しく有而、未果延引至、弘仁元年、嵯峨天皇の詔令に

因み、神宮社殿などを造り改める。

称徳天皇、神護慶(景)雲四年(770)八月二日、勅使、正七位上

中臣・飯麻呂、当社に於いて幣帛を奉り、寶祥安全を祈禱令む也、是

聖體(天皇?)違例篤く、且つ、弓削氏の檀權(専權)を除かんと為す也。

光仁天皇、寶龜七年(776)九月、大中臣・魚取、詔始め氣比太神宮司

と為す。乃ち、于神宮詣、祭奠の主(となり)、因で従来宮司(は)大

中臣連綿也、延暦十二年(793)に至り、大中臣・魚取謹で、封事(を)

捧げ、祭料闕怠を請う官(の)裁を訴え、則勅許(を)蒙。云云。

傳云う魚取右大臣清麻呂之子也、魚取一名は、麻呂也、謹、寶龜七

年(776)の史籍(を)考に、始(に)越前国氣比ノ神宮司を置、

従八位に准じ、是所謂、位田(親王以下五位以上の者に位階に応じて支給

された田地。)の者の外に准す。禄物(貴族に支給される給与)を宮司に

賜うの事。蓋、国史の面には魚取の名を記せず。

桓武天皇、延暦四年(785)、勅に依り、积(积門僧侶)の最澄、于当社

参向、求法(仏法)を祈る矣。同年(延暦)七年(788)此地に下向令、

当社の御子神林の社の靈鏡を請い、于江州比叡山日吉中七社(を)直に

迂して座奉る。云云。延暦二十三年(804)三月二十八日、右大弁・越前守

藤原葛野麻呂、氣比の神宮に向い幣を奉る。後加野卿と号す。天喜三年(1

055)五月社記曰く、延暦二十三年(804)右大弁葛野、宣旨而、節刀

(天皇から出征の將軍や遣唐使に下賜され、任命のしるした太刀)を

賜る。于時(この時)三月二十八日、葛野丸の詔に、因で积(僧侶)の

空海相共に当社に詣でに及び、宝刀を奉納し而、渡海安泰を祈る。云云。

平城天皇、大同二年(807)蒙り奉る。宮司など、遷替(任期が満ちて、

他の、一般には上級の官職に転じること)の日、国司に准じ、解由(任期

満了での交代の事務引き継ぎ業務)の宣旨を申し宣べる。

同年(大同二年)六月五日、勅使、和幣(神にささげる布)氣比の神に奉り、

時に积(僧侶)・空海、勅使と共に闕名し(公職から退く意味か?)この地

へ下向し、賽禮(お礼の御参り)の為、社頭へ始めて、仏教大般若を神庫に

献納令む。

氣比宮社記下卷一五一頁(ふれあい財団本)

